

令和8年1月  
空知商工信用組合

お客様各位

## 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みについて

当組合は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取り組みを実施いたします。

当組合は、今後もお客様の多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 当座預金の新規口座開設停止

実施日	2026年2月16日（月）
内 容	当座預金の新規口座開設を停止します。 ※既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

### 2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立および割引の受付停止

実施日	2026年2月16日（月）
内 容	2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、代金取立および割引の受付を停止します。

### 3. 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

実施日	2026年2月16日（月）
内 容	当座預金の払い戻しについて、現行の小切手振出に加え、払戻請求書による取り扱いを開始します。 ただし、小切手と同様に払戻請求書によるお引き出しのお取り扱いは口座開設店に限ります。

### 4. 手形・小切手帳の発行受付終了

実施日	2026年6月30日（火）
内 容	手形帳・小切手帳の発行依頼の受付を終了します。 ※自己宛小切手の発行についても同日をもって終了します。

詳細につきましては、恐れ入りますが、お取引店までお問い合わせください。

以上

## 手形・小切手の全面的な電子化について

### 【電子化の背景】

2021年6月、政府が「成長戦略実行計画」を閣議決定し、「5年後（2026年）の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」、「小切手の全面的な電子化を図る」を公表しました。

これを受け全国銀行協会では「2026年度末（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げ、現在、政府・産業界・金融界が一丸となって手形・小切手の全面的な電子化に向け取り組みを進めております。

### 【手形・小切手に代わる決済方法】

当組合では、手形小切手に代わる決済方法として、以下のサービスをご提供しております。  
ぜひ早期の利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

サービス名	電子化のメリット
<u>「空知しんくみビジネスバンキング」</u> (法人・個人事業者向けインターネットバンキング)	<p>① <u>コスト削減</u> 取引先への郵送料や印紙代が削減できます。</p> <p>② <u>事務負担軽減</u> 手形等の振出作業や郵送作業、保管・管理業務が不要になります。</p> <p>③ <u>リスク削減</u> 手形等の現物がないため、紛失や盗難等の心配が解消されます。</p> <p>④ <u>利便性向上</u> 非対面での取引が可能なため、取引先や当組合窓口に行く必要がなくなります。</p>
<u>「でんさいネット」（電子記録債権）</u> ※「空知しんくみビジネスバンキング」のご利用が必要	

### 【今後のスケジュール】

手形・小切手をお受け取りのお客様		2025年	2026年	2027年
電子交換所による手形・小切手の決済終了（2027年3月末）↓				
入金	当組合		入金可能	→
代金取立	当組合・他金融機関	取立可能（2027年3月末までの手形・小切手）	→	取扱不可

手形・小切手を振り出しのお客様		2025年	2026年	2027年
発行		発行可能（2026年6月末まで）	→	発行不可

# 紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに  
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針<sup>(※)</sup>をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

(五十音順)



**Q**

## 2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**?****A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

## 電子的決済サービスには 何があるの？

**?****A**

でんさい等の電子記録債権や  
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

### 電子化の メリット

#### 1 コスト削減



- × 郵送料
- × 印紙代
- × 取立手数料

#### 2 事務負荷軽減



- × 現物管理
- × 手書き・ゴム印
- × 印紙・押印・発送

#### 3 リスク低減



- 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

**Q**

## 電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

**?****A**

かんたん3ステップで導入できます。

**STEP 1**

### 金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

**STEP 2**

### 取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

**STEP 3**

### 社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

